

保医発0304第6号  
令和4年3月4日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、令和4年厚生労働省告示第57号をもって改正され、令和4年4月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が、令和4年厚生労働省告示第53号をもって改正され、令和4年4月1日から適用することとされたことに伴い、関係する医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

#### 記

- 1 薬価とは、保険医療機関及び保険薬局における薬剤の支給に要する額として、医療保険から支払われるものであり、保険医療機関及び保険薬局が薬剤を購入する際に支払うべき消費税及び地方消費税に相当する額を含めているものであること。
- 2 薬価の算定については、「薬価算定の基準について」（令和4年2月9日保発0209第1

号)に基づき、算出したこと。

3 薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 740	3, 523	2, 081	26	13, 370

4 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) レムデシビル製剤について、掲示事項等告示第10 第1号の「療担規則第20 条第2号ト及び療担基準第20 条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- (2) 新医薬品（医薬品医療機器等法第14 条の4 第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10 第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日分を限度とする。）が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たにバイアグラ錠 25mg、同錠 50mg、同 OD フィルム 25mg、同 OD フィルム 50mg、シアリス錠 5mg、同錠 10mg、同錠 20mg、ガニレスト皮下注 0.25 mg シリンジ、セトロタイド注射用 0.25mg、ルテウム腔用坐剤 400mg、ウトロゲスタン腔用カプセル 200mg、ルティナス腔錠 100mg、ワンクリノン腔用ゲル 90mg が当該制限の例外とされた。

5 関係通知の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 31 年 2 月 25 日付け保医発 0225 第 9 号）の記の 2 の (7) に③を加える。
  - (7) ステミラック注
    - ③ 本製品を患者に投与した場合は、医科点数表区分番号「K922-3」自己骨髄由来間葉系幹細胞投与（一連につき）を算定できるものであること。
- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 5 月 21 日付け保医発 0521 第 4 号）の記の 3 の (4) の②を次のように改める。
  - (4) キムリア点滴静注
    - ② 本製品の原料採取に伴い、患者から末梢血単核球を採取した場合は、医科点数表区分番号「K921-3」末梢血単核球採取（一連につき）「2」採取、細胞調整及び凍結保存を行う場合を算定できるものであること。  
なお、本算定は原則として 1 回までとする。
- (3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 3 年 4 月 20 日付け保

医発 0420 第 3 号) の記の 4 の (8) の①を次のように改める。

(8) イエスカルタ点滴静注

- ① 本製品の原料採取に伴い、患者から末梢血単核球を採取した場合は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「K921-3」末梢血単核球採取(一連につき)「1」採取のみを行う場合を算定できるものであること。  
なお、本算定は原則として 1 回までとする。

(4) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和 3 年 5 月 18 日付け保医発 0518 第 3 号) の記の 3 の (6) の①を次のように改める。

(6) ブレヤンジ静注

- ① 本製品の原料採取に伴い、患者から末梢血単核球を採取した場合は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「K921-3」末梢血単核球採取(一連につき)「1」採取のみを行う場合を算定できるものであること。  
なお、本算定は原則として 1 回までとする。

(5) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和 3 年 11 月 24 日付け保医発 1124 第 4 号) の記の 3 の (9) の③を次のように改める。

(9) アロフィセル注

- ③ 本製品を患者に使用した場合は、医科点数表区分番号「K746-3」痔瘻手術(注入療法)を算定できるものであること。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成31年2月25日付け保医発0225第9号）の記の2の(7)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(7) ステミラック注</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>本製品を患者に投与した場合は、医科点数表区分番号「K922-3」自己骨髄由来間葉系幹細胞投与（一連につき）を算定できるものであること。</u></p>	<p>(7) ステミラック注</p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年5月21日付け保医発0521第4号）の記の3の(4)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(4) キムリア点滴静注</p> <p>① (略)</p> <p>② 本製品の原料採取に伴い、患者から末梢血単核球を採取した場合は、医科点数表区分番号「K921-3」末梢血単核球採取（一連につき）<u>「2」採取、細胞調整及び凍結保存を行う場合</u>を算定できるものであること。</p> <p>なお、本算定は原則として1回までとする。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(4) キムリア点滴静注</p> <p>① (略)</p> <p>② 本製品の原料採取に伴い、患者から末梢血単核球を採取した場合は、医科点数表区分番号「K921-3」末梢血単核球採取（一連につき）を算定できるものであること。</p> <p>なお、本算定は原則として1回までとする。</p> <p>③ (略)</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年4月20日付け保医発0420第3号）の記の4の（8）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（8） イエスカルタ点滴静注</p> <p>① 本製品の原料採取に伴い、患者から末梢血単核球を採取した場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「K921-3」末梢血単核球採取（一連につき）<u>「1」採取のみを行う場合</u>を算定できるものであること。</p> <p>なお、本算定は原則として1回までとする。</p> <p>② （略）</p>	<p>（8） イエスカルタ点滴静注</p> <p>① 本製品の原料採取に伴い、患者から末梢血単核球を採取した場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「K921-3」末梢血単核球採取（一連につき）<u>を算定できるものであること。</u></p> <p>なお、本算定は原則として1回までとする。</p> <p>② （略）</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年5月18日付け保医発0518第3号）の記の3の(6)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(6) ブレヤンジ静注</p> <p>① 本製品の原料採取に伴い、患者から末梢血単核球を採取した場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「K921-3」末梢血単核球採取（一連につき）<u>「1」採取のみを行う場合</u>を算定できるものであること。</p> <p>なお、本算定は原則として1回までとする。</p> <p>② (略)</p>	<p>(6) ブレヤンジ静注</p> <p>① 本製品の原料採取に伴い、患者から末梢血単核球を採取した場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「K921-3」末梢血単核球採取（一連につき）<u>を算定できるものであること。</u></p> <p>なお、本算定は原則として1回までとする。</p> <p>② (略)</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年11月24日付け保医発1124第4号）の記の3の(9)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(9) アロフィセル注</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 本製品を患者に使用した場合は、医科点数表区分番号「<u>K746-3</u>」痔瘻手術（注入療法）を算定できるものであること。</p>	<p>(9) アロフィセル注</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 本製品を患者に使用した場合は、医科点数表区分番号「<u>K743</u>」痔核手術（脱肛を含む。）の「1」硬化療法を算定できるものであること。</p>